



# 熊本県公報

第13408号  
令和7年(2025年)  
2月18日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 公 告
- 肥料登録…………… (農業技術課) 1
- 土地改良事業(維持管理)計画の変更…………… (農村計画課) 2
- 登 載 依 頼
- 第165回熊本県都市計画審議会の開催…………… (都市計画審議会) 2
- 令和6年度(2024年度)熊本県薬事審議会の開催…………… (薬事審議会) 2
- 熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則…………… (社会教育課) 3

## 告 示

### 熊本県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)2月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県知事 木 村 敬

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	松島馬場線	天草市栖本町湯船原字中山 1番6地先から 天草市栖本町湯船原字芹田 76番2地先まで	349.6	活力創出 基盤交付 金

#### 2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)2月19日

## 公 告

### 熊本県公告第99号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第141 1号	配合肥 料	マルチ PK	りん酸全量 : 17.0 く溶性りん 酸 : 14. 0 加里全量 : 18.0	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり。	西日本殖産有限 会社 熊本県八代市松 崎町159番地 1	令和13年 (2031 年)2月5 日

			水溶性加里 : 13.0		
--	--	--	-----------------	--	--

**熊本県公告第100号**

令和6年(2024年)11月14日付けで宇城市に事務所を置く小川町土地改良区理事長坂本直人から申請のあった小川町土地改良区土地改良事業(維持管理)計画の変更については、令和7年(2025年)2月5日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第11項の規定により公告する。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県知事 木村 敬

**登載依頼****熊本県都市計画審議会公告第1号**

第165回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県都市計画審議会

- 日時  
令和7年(2025年)2月27日(木)午前10時00分から正午まで
- 場所  
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題  
【審議】  
(1) 熊本都市計画下水道の変更の件(熊本セミコン特定公共下水道: 熊本市、合志市、菊陽町)  
(2) 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の変更の件(富合公共下水道: 熊本市、宇土公共下水道: 宇土市)
- 傍聴者の定員  
20名
- 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。  
(2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。  
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。  
(4) 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 傍聴するにあたっての守るべき事項  
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。  
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。  
(2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。  
(3) 会場内での飲食はできません。  
(4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はできません。  
(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。  
(6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。  
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 留意点  
公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準A又はBに該当する場合には、あらかじめ公開・非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により非公開となる場合もあります。
- 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部道路都市局都市計画課)  
電話番号: 096-333-2520

**熊本県薬事審議会公告第1号**

令和6年度(2024年度)熊本県薬事審議会の会議を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)2月18日

熊本県薬事審議会長

- 1 開催日時  
令和7年(2025年)2月27日(木)  
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所  
熊本テルサ 2階「りんどう・つばき」(熊本市中央区水前寺公園28-51)
- 3 内容(予定)  
(1) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定状況等について  
(2) 薬剤師確保対策について  
(3) 大麻取締法の改正について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県薬事審議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課 薬事班)  
電話 096-333-2242

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月18日

熊本県教育長 白石伸一

**熊本県教育委員会規則第1号**

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則  
熊本県立図書館利用規則(昭和60年熊本県教育委員会規則第17号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。